

本答申書は、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に定める
公表用のものです。

答申保第2号

平成19年11月19日

(諮問保第2号から第6号まで)

答 申

1 審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が、諮問保第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号に係る異議申立てにおいて対象となった各々の保有個人情報について不存在を理由に不開示とした決定は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成19年2月12日付けで、以下の合計5件の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア ○○中学校の学年内校務分掌第○学年のもの。（諮問保第2号関係）

イ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。（諮問保第3号関係）

ウ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。（諮問保第4号関係）

エ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。（諮問保第5号関係）

オ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。（諮問保第6号関係）

これに対し実施機関は、平成19年3月12日付け鹿教教第606号、第607号、第608号、第609号及び第610号で「当該個人情報については、公文書を作成し、又は取得しておらず、実際に存在しません」として、各々の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成19年5月10日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申立てに係る処分を取り消す。」との決定を求める。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人から口頭による意見陳述の希望はなかった。

ア 実施機関については、条例に教育委員会と明記され、県教育委員会と限定していない。

イ ○○中学校が作成したと知りながら、○○市教育委員会に移送しなかった。

ウ ○○市に開示請求すべき旨の教示はなかった。

エ 開示請求に係るものは、調書に記載されている事項に対する重大な証拠資料に該当し、教育委員会が取得し、保管すべきものである。

オ 保有個人情報不開示決定処分は、重大な証拠物件を正当な手段により取得することへの重大な妨害行為である。

カ 開示しない理由として「取得しておらず」とあるが主語が明確でない。また「実際に存在しません」とあるが、どこに存在しないのか、どうして存在しないのか明確ではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報の内容

ア ○○中学校の学年内校務分掌第○学年のもの。(諮問保第2号関係)

イ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。(諮問保第3号関係)

ウ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。(諮問保第4号関係)

エ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。(諮問保第5号関係)

オ 異議申立人に写しを交付した平成17年7月19日付けの調書記載の内容のうち、特定事項について、その証拠となる内容の記録。(諮問保第6号関係)

(2) 不開示の理由

本件請求内容は、学校長が作成した当該調書に記載されている異議申立人に関する様々な事実の一部について、その記載の基礎となった資料等の開示を求めるものである。

諮問保第3号、第4号、第5号及び第6号に係る保有個人情報開示請求（以下「本件請求1」という。）について、当委員会は、市教育委員会及び学校長から当該調書以外の文書は取得しておらず、また、本件請求1に関する異議申立人の個人情報に係る公文書を作成してもない。

また、諮問保第2号に係る保有個人情報開示請求（以下「本件請求2」という。）について、当委員会は、異議申立人に〇〇中学校の学校校務分掌について全部開示の通知をしており、本件請求2は、その後、異議申立人からなされたものであるが、当委員会は、異議申立人に係る校務分掌について、〇〇市教育委員会及び校長から学校全体の校務分掌以外の文書は取得しておらず、また、本件請求2に関する異議申立人の個人情報に係る公文書を作成してもない。

したがって、本件請求について当委員会が開示の可否を決定すべきは県の実施機関の一つである当委員会が保有する異議申立人の個人情報に関してであり、当委員会はこれを保有しなかったことから、条例第17条第2項に基づき本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定に基づき、これらを併合して、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年6月8日	諮問を受けた。
7月11日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
7月13日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9月10日	諮問事案の併合及び審議を行った。
10月23日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
11月19日	諮問の審議を行った。

(2) 本件請求に至る経緯

ア 異議申立人は、本件請求に先立ち、条例第11条の規定に基づき平成18年1月10日付けで「異議申立人に関する調書」の保有個人情報開示請求を行い、実施機関は対象となる保有個人情報を「あなたの調書」と特定し、異議申立人に関する記載の中に条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当する内容があったため、平成18年2月6日付けで一部開示決定を行っている。

本件請求1は、この一部開示された調書に記載されている異議申立人に関する記載の一部について、学校長が調査した内容やその結果の開示を求めたものである。

なお、異議申立人は、当該調書について本件請求1に関する部分以外の記載内容についても、その基礎となった資料等に係る保有個人情報開示請求を行っているが、実施機関は、それらについても不存在を理由に不開示とする決定を行っている。

イ また、異議申立人は、平成18年3月17日付けで「平成17年7月19日付けの調書に関連して、私の校務分掌の内容とその詳細及び結果」の保有個人情報開示請求を行い、実施機関は対象となる保有個人情報を「平成17年度〇〇中学校の学校要覧中、校務分掌機構及び教職員に関する事項を記した箇所」と特定し、平成18年4月14日付けで全部開示決定を行っている。

本件請求2は、この全部開示された校務分掌以外の第〇学年のものが記載された公文書の開示を求めたものである。

(3) 手続き等について

調書に係る手続き等は、規則及び要綱に基づいて行われており、次のような理由により、学校長が申請する際に調書以外の資料等は求めていない。

ア 調書内容の信用性が高いことによる。

① 調書は、学校教育法第40条に基づき所属職員を監督する職務権限を有する学校長が、日ごろから把握している職務遂行状況等を時系列で具体的に記載して作成したものであり、② 日ごろから所管する学校を計画的に訪問するなどして職員の状況等を把握し学校長を指導監督する立場にある市町村教育委員会及び県教育事務所が、調書の主要な部分について真偽を確認した上で意見を付しており、学校長の恣意性を排除しているため。

イ 事実確認を調書のみでは行っていないことによる。

申請を受けた県教育委員会は、事実確認のために本人、学校長及び市町村教育委員会等に対して直接事情聴取を行うことになっている。決定は審査委員会の意見も踏まえて行うこととなっているが、審査委員会へは調書と県教育委員会が直接聴取した際の報告書の両方が提出されており、調書のみに基づいて行われることはないため。

(4) 校務分掌について

校務分掌については、以下のように運用されていることが認められる。

学校には、生徒指導、進路指導、保健指導等の数々の校務があり、それぞれの校務を所属職員に分担して学校運営を行っており、これを校務分掌という。

校務分掌のうち、校務を司る権限を有する校長の責任において決定するもの（以下「学校全体の校務分掌」という。）は校長を頂点とした樹形状の組織で表され、各学校が作成する学校要覧に登載されており、この学校要覧は実施機関にも送付されている。

一方、規模の大きな学校等においては、学校全体の校務分掌をより効率的にするために、各学年単位で校務を具体的かつ細分化して分担させているもの（以下「学年ごとの校務分掌」という。）がある。これは、学校全体の校務分掌の枠内において各学年の職員間で決められる分担で、それぞれの学年の課題、実情に応じて定められている。学年ごとの校務分掌の決定については、職員の自主性・任意性に委ねられていることから、書面にしている場合もしていない場合もあり、学校要覧への登載等も行われていない。

このように、学校全体の校務分掌については各学校において作成し実施機関に送付されているが、学年ごとの校務分掌については必ずしも作成する必要はなく、また、作成した場合でも実施機関に送付されていないことが認められる。

(5) 審査会の判断

以上のことから、実施機関が取得したのは規則及び要綱で提出が定められている当該調書のみであり、調書に記載されている一つ一つの内容の裏付けとなる資料等の提出は求めておらず、また、校務分掌についても、既に全部開示決定を行った学校全体の校務分掌以外の校務分掌は取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められないことから、本件請求内容に係る保有個人情報には存在しないものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。